

## 建築物省エネ法 エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定手数料			
用途	評価方法	床面積 (㎡)	手数料(円)
非住宅建築物	標準入力法等	0 超 ～ 300 未満	231,000
		300 以上 ～ 2,000 未満	374,000
		2,000 以上 ～ 5,000 未満	533,000
		5,000 以上 ～ 10,000 未満	657,000
		10,000 以上 ～ 25,000 未満	776,000
		25,000 以上 ～ 50,000 未満	885,000
		50,000 以上	1,104,000
	モデル建物法	0 超 ～ 300 未満	89,000
		300 以上 ～ 2,000 未満	148,000
		2,000 以上 ～ 5,000 未満	240,000
		5,000 以上 ～ 10,000 未満	313,000
		10,000 以上 ～ 25,000 未満	376,000
		25,000 以上 ～ 50,000 未満	442,000
		50,000 以上	572,000

1. 計画変更申請 変更に係る部分の床面積の1/2+増加部分の床面積の合計の床面積で上表を適用
2. 軽微変更該当証明書の交付 変更に係る部分の床面積の1/2+増加部分の床面積の合計の床面積で上表を適用
3. 住宅・非住宅の複合用途の場合は、非住宅部分の面積により算出した手数料の合計額とする
4. 国の算定にならない、100円未満は切上げとする

## 建築物省エネ法 エネルギー消費性能適合性判定に係る完了検査申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る完了検査申請手数料		
床面積(㎡)	手数料(円)	
2,000 以上 ～ 5,000 未満	108,000	
5,000 以上 ～ 10,000 未満	141,000	
10,000 以上 ～ 25,000 未満	169,000	
25,000 以上 ～ 50,000 未満	199,000	
50,000 以上	257,000	

1. 上表の額に宇治市建築基準法等関係事務手数料条例別表第1第4号に規定する額を加算した額とする
2. 住宅・非住宅の複合用途の場合は、非住宅部分の面積により算出した手数料の合計額とする
3. 国の算定にならない、100円未満は切上げとする